

質問事項

・質問事項のお問い合わせは、事務局までお願いします。

TEL 054-254-6303 / FAX 054-254-6294 E-mail bz799820@bz01.plala.or.jp

・11月28日(水)までに上記事務局までFAXまたはEメールにてご回答くださるようお願いいたします。

1. 障害者総合支援法について

私たちは障害者福祉は利用者負担なしで、全国共通の仕組みを作るべきだと考えています。この度、成立した障害者総合支援法には「視覚障害者の意思疎通支援事業」が含まれましたが、地域間格差や不十分な予算措置等の問題は依然として残ったままです。障害者総合支援法は施行後3年以内に検討事項と附帯決議の具体化を決めています。

今後の障害者総合支援法の見直しや拡充に対するご見解をお聞かせください。

障害者総合支援法には障害者自立支援法の骨格が依然として残っている。裁制で国が約束した基本合意に反しています。私たちは、基本合意や「骨格提言」にそった障害者総合福祉法に本格的に見直しをすべきと考えます。本来、生活支援費に照らせば、障害者の福祉や医療を無料にするのは当然です。予算を本格的に引き上げ、地域間格差をなくして全国共通のしくみにしてゆきます。

2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について

市町村では、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業が必須事業とされていますが、派遣条件(利用条件)が自治体で異なる現状では、身体障害者手帳を持たない聴覚障害者、聴覚に障害のあるものと意思疎通の必要のあるものなど誰でもが自由に利用できる制度には至っておりません。また盲ろう者に対する通訳・介助者の養成、派遣事業が都道府県でも必須化されていません。

同じ国民でありながら、居住する市町村によって受けるコミュニケーション支援の範囲や内容が異なってしまう現状について、どのようなご見解をお持ちですか。

コミュニケーション支援は聴覚障害者にとってはなくてはならない基本的な支援です。にもかかわらず、国が地域生活支援事業予算をおさめていることから地域によって格差が生きていることは大問題です。身体障害者手帳所持者を条件としないで、必要な人が使える包括的な支援にするために国は十分な予算を配分すべきです。

3. 意思疎通支援従事者(手話通訳者等)派遣事業で、派遣の連絡調整業務を遂行するコーディネーターの役割は非常に大きなものがありますが、この設置が義務化されていないこと、専門性の高い意思疎通支援従事者および派遣コーディネーターが市町村、都道府県で身分保障の根幹となる報酬が保障されていない現状をどうお考えですか。

意思疎通支援従事者や派遣コーディネーターの設置を義務化し、専門性にふさわしく報酬を保障すべき。

4. 行政機関では、聴覚障害者が自分の希望するコミュニケーション手段を使つてのサービスの提供を受けるに至っていない現状があります。国民である以上、障害の有無にかかわらず行政のサービスを受けられるべきであり、それを提供する義務が行政機関にはあると考えます。例えば、情報アクセスのバリア解消のため、都道府県市町村の福祉事務所等に手話で相談できるケースワーカー等の相談員の配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員の配置等を推進する必要があると思います。行政機関におけるアクセシブルな情報提供について、どのようなご見解をお持ちですか。

福祉事務所などに手話のできるケースワーカー等の相談員を、配置し、自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員配置など、いずれも不可欠な行政機関の情報提供です。公的機関が先頭にたつてアクセシブルな情報の提供をおこなうことは当然実施されるべきものです。

5. 政見放送への手話通訳、字幕の挿入の義務化、選挙時の情報保障について

5-1) 今回の参議院選挙比例代表に字幕付与の方針であるものの、現在は公職選挙法により、総選挙比例代表区、参議院選挙区は字幕付与もなく、総選挙小選挙区には字幕付与も手話通訳も政党持ち込みビデオで政党の任意に任されています。なお、知事選挙には、手話通訳の付与は実現しておりますが、字幕がありません。

国民でありながら候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報の入手が制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

5-2) また、このたびの選挙において、政見放送、個人演説会、選挙公報など政見を訴える場面において、手話通訳、字幕、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等の聴覚障害者・盲ろう者に対する情報保障を実施されますか？

5-1) について

候補者を選ぶ権利や参政権を行使するための情報を制限されることは憲法に反します。早急に公職選挙法を改正すべきです。参政権を保障すべきです。

5-2) について

党本部が責任をもち手話通訳と字幕の付与を実施しています。演説会でも、可能な限り手話通訳や要約筆記、ループなど活用しています。

6. 障害者差別禁止法について

現在、障害者差別禁止法の制定についての「差別禁止部会」の提言が出されています。提言では、社会の理解を深めるために「差別」の定義と身近な調停・相談機関の設置など紛争解決の仕組みが必要としています。「合理的配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とするよう求めています。

障害者差別禁止法の制定についてご見解をお聞かせください。

障害者権利条約の批准をすすめるためにも、実効ある障害者差別禁止法の制定は不可欠です。総合庁長官は、「骨太綱要」を1年ほど反響させました。国の約束違反です。差別禁止部会がまとめた「意見書」にもとづいた法案が提出されるよう求めています。

7. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

障害者福祉以外に医療、福祉全般、教育、司法、就労、放送・通信など社会のあらゆる分野で障害者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制度は、聴覚障害者の生命や社会参加を保障するという重要性にも関わらず、確立していません。聴覚障害者のみならず他の障害者を含めた全国民に必要な仕組みとして情報アクセス・コミュニケーション保障を定めた法律が必要であると考えます。

このことについて、どのようにお考えか見解をお聞かせください。

障害者権利条約第21条や、障害者基本法改正に係る付帯決議に、「法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることから、法制化は必要です。

8. その他

障害者施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

何よりも「基本合意」や「骨格提言」に基づき障害者総合福祉法を制定する必要があります。社会負担は下とし、福祉や医療を無料にして、障害者のくらしと権利をまもります。

ご協力ありがとうございました。

政党名	ご氏名	選挙区
日本共産党	かわせ 幸代	静岡 1区